

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検、
高齢者向け住まい運営事業者・介護サービス事業所の
指導監督をご担当される皆様へ

高齢者向け住まい等における 効果的な **ケアプラン点検** 推進のためのヒント



令和5年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」

令和6年3月

本書の構成・目次

1.はじめに	1
2.ケアプランの確認に当たっての チェックポイント	4
3.高齢者向け住まい等に関する ケアプラン点検に関するQ&A	7
4.高齢者向け住まい等の ケアプラン点検の効果を高める取組	22
5.参考資料	26

1.はじめに



はじめに

- 「高齢者向け住まい等のケアプラン点検」は、入居者が「安心して」「自分らしく」生活できるための高齢者向け住まい（※以下、本稿では特に対象を明確にするため、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を「高齢者向け住まい」と総称します。また、特に「住まい」という場合はこれらの高齢者向け住まいを指します。）を普及させるため、自治体として活用できる有効なものです。この点検により、

居宅介護支援事業所：ケアプランの適正化
住まい運営事業者：不適切な対応の是正
住まいの利用者：自立支援・重度化防止
住民（被保険者）：保険料の適正化

といった効果が期待できます。

ケアプラン点検による効果



居宅介護支援事業所

ケアプランの適正化

- 利用者の個別性を重視し自立支援等につながる「利用者本位」なケアプランに
- ケアマネジャー・事業所全体の質の向上も



住まい運営事業者

不適切な対応の是正

- ケアプラン適正化を通じた「利用者本位」の対応の意識付け
- 点検自体に不適切な対応へのけん制効果も



住まいの利用者

自立支援・重度化防止

不適切なケアプラン等に基づく状態悪化等のリスクを防ぎ、自立支援・重度化防止の促進



住民（被保険者）

保険料の適正化

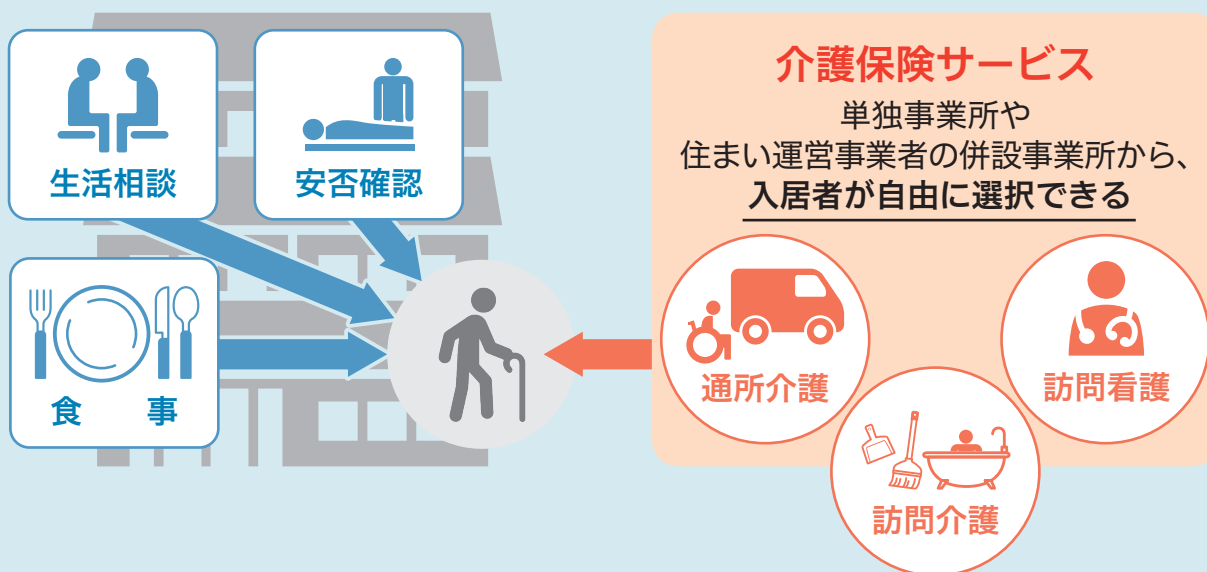
介護給付適正化を通じた 保険料の適正化

- 本冊子では、今後自治体の皆様が、より効率的・効果的に高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を実施できるよう、点検時のチェックポイントや気付き・ヒントのQ&Aを整理しました。今後の業務検討・推進の一助としていただければ幸いです。

参考：高齢者向け住まいのサービス利用

- 高齢者向け住まいにおいて、住まい運営事業者が提供する生活相談や安否確認等のほか、介護保険サービスを利用する場合は、入居者自身が外部のサービス事業者と契約して利用します。
- 一方、「介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）」では、老人ホームの計画作成担当者（ケアマネジャー）が作成する特定サービス施設計画（ケアプラン）に基づいて、職員による介護保険サービスを同ホーム内で利用できます。
- したがって、高齢者向け住まいにおけるサービス提供を検討する際は、「施設」とは異なり、一般居宅と同じであるとの認識が必要です。

サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム



介護付きホーム(特定施設入居者生活介護)



2.ケアプランの確認に 当たってのチェックポイント

「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」を実施するに当たり、特に注意すべきケアプラン・ケースの特徴についてご紹介します。



ケアプラン点検に当たってのチェックポイント

- 高齢者向け住まいのケアプラン点検に当たって特に注意すべきは、下記の「5 類型」のいずれかに該当する特徴を有する内容です。

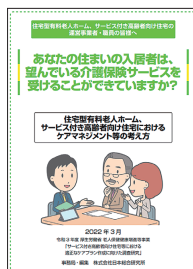
1 個別性の欠如	入居者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっている。(中期目標や長期目標が抽象的である、中期目標と長期目標が同じである、など)
2 過剰なサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見いだせないサービスをケアプランに組み込んでいる。 ● 住まい運営事業者と同一法人が運営する事業所または特定の事業所によるサービスを、住まいの多くの入居者のケアプランに設定している。 ● 区分支給限度基準額の上限近くまでサービス量が設定されている。 など
3 サービスの不足	本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていない。(ケアマネジャーから見て利用者にとって必要なサービスをケアプランに位置付けることが難しい場合がある)
4 事業所選択の権利侵害の懸念	住まい運営事業者と同一法人が運営する事業所等の特定の事業所が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずにケアプランに位置付けている。(ケアマネジャーが同調せざるを得ない状況にある)
5 ケアマネジメントサイクルの問題	モニタリングやケアプランの見直しが法定のタイミング（前者は月1回以上、後者は認定更新時や区分変更時）以外では、ほとんど行われていない。

- 点検時には、「チェックポイント」を参考に、ケアマネジャーへ質問を投げかけ、状況を確認しましょう。
- なお、チェックリストに掲載している内容は下記の居宅介護支援事業所向けの冊子から抜粋等したものです。住まい運営事業者向け、利用者・家族向けの冊子と合わせて、適宜ダウンロードいただき、ぜひご活用ください。

① 居宅介護支援事業所向け



② 住まい運営事業者向け



③ 利用者・家族向け



https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_02.pdf

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_03.pdf

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_04.pdf

※ QRコードもしくは上記URLから各冊子の掲載元のページ（日本総合研究所ウェブサイト）にアクセス可能です。

高齢者住まいのケアプラン点検に係るチェックリスト

①個別性の欠如

- 本人の希望よりも、特定の事業所・法人（住まい運営事業者と同じなど）のサービスを優先したケアプランになっていませんか？
- 「同じ住まいに住んでいる＝同じようなニーズ」と考え、個別のアセスメントが十分でないまま、同じサービスを住まいの入居者のケアプランに組み込んでいませんか？

②過剰なサービス

- 住まい運営事業者とケアマネジャーとの間で、住まいに併設されたデイサービスなどを積極的に活用するよう取り決めがされていて、ご本人の要望や状態に関係なく、併設された事業所のサービスの利用をケアプランに組み込んでいませんか？
- 追加サービスが客観的に不要で、ご本人の希望もないにもかかわらず、区分支給限度基準額に対して余裕があるという理由だけで、安易にサービスをケアプランに追加していませんか？

③サービスの不足

- 住まい運営事業者とケアマネジャーとの間で優先的に活用を取り決められているサービスを区分支給限度基準額の上限まで組み込んでいるため、ご利用者が、より必要なサービスを追加できなくなっていることはありませんか？
- モニタリングやケアプランの見直しが法定のタイミングのみで、形だけになっているために、ご本人の要望や状態変化をケアプランに反映できないケースはありませんか？
- 住まい運営事業者の法人に医療系サービスがない場合などに、その法人の別サービスを優先してケアプランに組み込み、医療関連のアセスメントやサービスの導入が不足していることはありませんか？

④事業所選択の権利侵害の懸念

- 本人が他の事業所のサービスを希望しているのに、その理由や必要性を十分に検討せず、住まい運営事業者と同じ法人が運営している事業所のサービスを優先していませんか？
- 住まい運営事業者側から明確な指示がなくても、何らかの「配慮・忖度」で、住まい運営事業者と同じ法人が運営している事業所のサービスをケアプランに組み込んでいませんか？
- 入居後は、それまで利用していた事業所のサービスから、住まい運営事業者と同じ法人が運営している事業所のサービスに移行するのが当たり前の雰囲気となっていて、本人が継続利用したくてもできない状況になっていませんか？

⑤ケアマネジメントサイクルの問題

- 住まい運営事業者と居宅介護支援事業所との間で、なるべくケアプランを変更しない方針があり、モニタリングは必要最小限にとどまっていることはありませんか？
- 状況の変化やご本人・ご家族からの相談など、新たな情報がケアマネジャーに届いた場合でも、対応していないケースはありませんか？
- ご利用者の状態に大きな変化があっても、法定のタイミングまでモニタリングをしないなどのケースはありませんか？
- 入居時にケアプランの説明をしない、相談があった場合も住まいの職員が説明するなどのケースはありませんか？
- サービス利用票のサインを、住まいの職員が代筆していることはありませんか？
- 同じ住まいに住んでいるのだから、対応はすべて同じであるという考えのもと、居室内の生活環境、掃除や洗濯等の状況を利用者ごとに確認していないなどはありませんか？
- 住まいに併設された事業所のサービス利用時等に、複数の利用者のモニタリングをまとめて行っていませんか？
- ケアプランに位置付けられたサービスの提供状況を確認していますか？

(参考) ケアマネジメント・ケアプラン見直しに係る適切なタイミングについて

実施事項	適切なタイミング
アセスメント	● ケアプランや介護計画の作成時（義務）
モニタリング	● 月に1回以上（義務） ※原則は居宅を訪問して実施する必要があるが、令和6年度以降は状況に応じてオンライン実施も可
ケアプランの見直し (再作成)	● ケアプランを作成してから6か月経過後（義務） ● 要介護認定更新時や区分変更認定時（義務） ● モニタリング後（必要に応じて） ● ご利用者から申し出があった場合（必要に応じて）等

3.高齢者向け住まい等に関する ケアプラン点検に関するQ&A

ここでは、「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」に取り組まれている中で疑問や課題を感じるであろう点についての、ヒントや実際の自治体の皆様の声を紹介します。



高齢者向け住まい等に関するケアプラン点検に関する Q&A

Q1

高齢者向け住まい等に関するケアプラン点検は実施する必要がありますか？

A1

本点検は、一部で不適切なサービス提供が指摘されていることを背景に開始されたものであり、入居者が「安心して」「自分らしく」生活できるための住まいを普及させるために必要な対応です。

解説

- 「はじめに」で示しているように、本点検では、**ケアプランの適正化を通じて、ご利用者の自立支援・重度化防止など、多くの効果が期待**できます。
- また、この点検は、従来のケアプラン点検やケアプラン検証と異なり、「介護給付適正化事業の一環として実施し、自立支援につながっているかどうかも考慮しながら更なる指導の徹底を行う」こととされており、**給付適正化を担当する保険者、指導監督権限を有する自治体における積極的な対応**が求められています。

「ケアプラン点検」等と「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」の違い

	①ケアプラン点検	②居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証	③高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検
開始時期	平成20年	令和3年10月	令和3年10月
目的 (通知等) 抜粋・要約	ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求・支援する	利用者の意向等に合った訪問介護の提供に繋げ、必要に応じて再検討を促す	入居者のニーズを超えた過剰なサービスを位置付けているかを点検・検証し、自立支援につながっているかどうかも考慮しながら更なる指導の徹底 を行う
対象	「施設」を除くすべての事業所のケアプラン	①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」に該当する事業所のケアプラン	市町村が設定する要件に該当する事業所のケアプラン
既存の マニュアル 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検支援マニュアル(平成20年7月) ・ケアプラン点検支援マニュアル附属資料(平成29年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険最新情報Vol.1009(令和3年9月22日) https://www.mhlw.go.jp/content/000835001.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

- なお、不適切な対応の実態等に関しては、過去の調査研究事業において、**住まいの職員・ケアマネジャーといったそれぞれの現場関係者に対し調査を実施**^(※)したところ、下記のような実態が明らかになりました。
 - ・大多数は「入居者本位」のケアマネジメントが実践できているという回答だが、**1割程度は残念ながら実践できていない**と回答
 - ・「入居者本位でない」内容は、主に**ケアプランが画一的**であること、**住まいの運営法人や特定の事業所のサービスを優先している**ということ
 - ・特に**約25%**が「**住まい運営法人の介護サービス利用を区分支給限度基準額一杯にしてほしい**」という**運営法人からの要請があると回答**
- これらの背景には「運営法人からの指示」があるということであり、「法人からの指示と目の前の入居者の間」で板挟みになるケアマネジャーの存在も浮き彫りになっています。このような状況も理解した上で対応を進めることが必要です。
- なお、**本点検の実施は「保険者機能強化推進交付金」における評価指標の一つ**としても位置付けられており、こうした観点からも積極的な対応が期待されます。



自治体の声

ケアプランの適正化

- 点検後、一定期間経過後に改めて指摘事項の確認をしていますが、次のケアプラン変更で具体的な記述内容が変化・詳細化されたと感じます。点検がきっかけとなった改善だと思えます。

ケアマネジャーの質の向上

- 自分のケアプランを見直す機会が少ないケアマネジャーの方も多くいらっしゃいます。点検を通じて、ケアマネジャー自身が疑問に思っていたこと等が明らかになり、住まいにおけるケアマネジメントに関する理解が進んだことは大きな効果だと実感しています。

住まいの不適切な対応の是正

- ケアプラン点検をすること自体が事業者に対するけん制になっている側面もあり、対外的なアピールとしても実施の意義は大きいと思えます。

その他

- 点検を通じてケアマネジャーと顔の見える関係を構築でき、日常的な相談が来るようになりました。ケアプラン点検の場以外でもケアプラン改善に資する会話ができるようになったことは、副次的ですが大きな効果だと感じます。

(※) 高齢者住まいにおけるケアプラン作成の実態等につき、住まいの職員および高齢者住まいに関わるケアマネジャーを対象として、アンケート調査を実施した(令和2年度老健事業「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」、令和3年度老健事業「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」)

高齢者向け住まい等に関するケアプラン点検に関する Q&A

Q2

地域の住まいにおけるケアプラン作成等の現状を知るためには、どこからどのように点検対象を確認すれば良いですか？

A2

前掲の「不適切な5類型」に当たるケアプラン・ケースを抽出できるような条件を設定することがポイントです。

解説

- 本点検では、まずは「不適切な5類型」に該当すると思われるケアプランやケースについて詳細に確認をすることを目標とします。
- その際、以下類型のうち、特に②過剰なサービス、④事業所選択の権利侵害の懸念はケアプランから客観的に把握・抽出できる可能性があります。
- このため、②④に該当しそうな条件を設定し、これを入口として、対象となる居宅介護支援事業所、利用者のケアプランを絞り込み（外形的には判別し難い）①③⑤に該当するかどうか確認していく、という流れが効率的かつ効果的な進め方と言えます。

不適切なケアプランの「5類型」とケース把握の基本的な流れ

類 型	「不適切」な可能性がある主な内容
①個別性の欠如	• 多くの利用者のケアプランが画一的
②過剰なサービス	• 特定のサービスの利用回数が多い • 区分支給限度基準額の上限近くまでサービスが設定されている
③サービスの不足	• 利用者に必要と思われるサービスが組み込まれていない
④事業所選択の権利侵害の懸念	• 住まい運営事業者と同一法人の事業所のサービスの利用回数が多い（偏りが著しい）
⑤ケアマネジメントサイクルの問題	• モニタリングやケアプランの見直しが法定のタイミング以外では、ほとんど行われていない

STEP 1

外形的に（ある程度）把握できる「②④」に着目して抽出条件を設定・抽出

STEP 2

抽出されたケアプランについて「①③⑤」の不適切性の存在につき詳細を確認

- 以下はアンケート結果等に基づく自治体の実際の対応事例です。括弧内は関連すると考えられる、不適切な「5類型」の分類を示しています。

● 多くの自治体では、地域の実情に応じて抽出方法や抽出条件を模索し、場合によっては年度ごとに方針を変更するなどの試行錯誤を重ねて、適切な抽出方法を確立しています。各自治体において具体的にどのような抽出条件が望ましいかの判断に当たって、まずは様々な方法で試行してみてください。効率的に抽出を行いたい場合は、国保適正化システム等の活用も可能です。

ケアプラン抽出方法・抽出条件の具体例

- ・高齢者向け住まいに居住している者で、訪問介護サービスの深夜加算が算定されているケアプラン (②)
- ・同一建物減算を算定されている利用者のケアプラン、該当の住まい等と同じ法人が経営する通所介護サービスを多く利用している利用者のケアプラン (②④)
- ・特定事業所集中減算が算定されている事業所のケアプラン (④)
- ・訪問介護サービスの利用回数が多く、かつ、併設の通所介護サービスの利用が多いケアプラン (②④)
- ・訪問介護サービスの生活援助を週2回以上利用している、又は訪問介護サービスを毎日利用しているケアプラン (②)
- ・区分支給限度基準額に対する利用割合が8～9割以上かつ高齢者向け住まいに入居しており、利用している介護サービスが1～2種類に限られているケアプラン (②④)
- ・利用者の要介護度が低い、区分支給限度基準額に対する利用割合が高いケアプラン (②)



自治体の声

高齢者向け住まいを起点とした抽出

- 高齢者向けの住まいの数が多いため、住まい全件見ることはこだわらず、むしろ問題のありそうな住まいを特定してその入居者全員のケアプランを見えています。
- 住まいの数が少ないため、全ての住まいのケアプランにつき提出を依頼しています。
- 数年かけて、まずは自治体内の住まいを全件点検し、課題を把握することから始めています。このため、同じ住まいに対してあまり時間を割かず広く対象としている状況です。複数のケアプランを見ることで横の比較も可能になります。

中長期的な観点での抽出テーマ設定

- 毎年度、抽出に当たってのテーマを変えて実施（区分支給限度基準額に対する利用割合が高いケアプラン、該当の住まい等と同じ法人が経営する通所介護サービスを多く利用している利用者のケアプランなど）しており、様々な角度から対象を網羅できるようにしています。

Q3

高齢者向け住まいにおけるケアプラン点検の質を担保するにはどうしたら良いですか？

A3

マニュアルの整備によるノウハウ共有や専門職による第三者目線での確認、外部の点検対応事業者への業務委託等の手法が考えられます。

解説

●①**マニュアルの整備によるノウハウ共有**は、職員の異動が多く、点検ノウハウが蓄積されないような課題のある自治体において効果的です。**具体的には、以下の「マニュアルに盛り込む内容の例」を参考に整備することが考えられます。**
なお、マニュアルに盛り込む情報は点検の推進と共に増えていくこと、また自治体内の住まいの状況等も変化していくこと等から、定期的な更新が行われると良いでしょう。

マニュアルに盛り込む内容の例

1. ケアプラン点検の基本的な考え方・目的・基本姿勢

2. 当該住まいにおけるサービス利用のされ方に関する特徴

①入居者のプロフィール

②サービスの利用状況

Point

効果的な対象抽出や点検のため、前提となる状況の把握は重要です。

区分支給限度基準額率と利用者数関係、そもそものサービスの種別や内容など

3. ケアプランの内容について 想定しておくべき Q & A

①重度の方の割合が高いのはなぜ？

②事業所の選択に偏りがあるのはなぜ？

③区分変更申請がよく行われている背景は？

④区分支給限度基準額に対する利用割合が極めて高いケアプランの理由や根拠は？

⑤訪問介護サービスを利用する際に、身体介護が平均して高くなっているのは？

Point

想定QAにより職員同士の認識共有も図ることができます。

4. 事業所状況を確認する方法として

～国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用～

「高齢者向け住まい」と関係性が深い・高いと考えられる事業所の特定方法

- ②**専門職による第三者目線での確認**について、例えば以下のような職種の職員を配置すること、地域ケア会議においてケアプランを検証すること等が考えられます。

- 保健師
- 看護師
- 主任ケアマネジャー
- 作業療法士、理学療法士

いずれも事務系職員にはない視点を補完することにより効果的な点検に資することが期待できます。

- ③**外部の点検対応事業者への業務委託**については、対応する職員リソースを補う一つの手法となり得ます。受託事業者の専門性によっては、自治体に不足しているノウハウを補うことができる可能性もあります。なお、委託の内容としては、対象事業所抽出後の具体的な点検や事業所へのフィードバックをはじめとして、フォローアップや傾向のとりまとめなどが考えられます。

ただし、委託に当たっては、**自治体の課題感・取組のスタンスを明確化し、点検を通じて中長期的に達成したい目標を踏まえた上で、受託事業者に具体的に実施してほしい事項・方法（≒当該自治体では対応困難なポイント）を伝達する必要**があります。

また、業務を委託することで、自治体として事業所と直接かかわる機会が減るなどの懸念もあるため、例えば点検の場には同席するなどの工夫も重要と考えられます。



自治体の声

専門職の配置

- 専門的な視点からの対応が必要であると考えており、事務職員の他に主任ケアマネジャー、理学療法士を配置しています。
- 基礎資格によって苦手な分野もあるため、主任ケアマネジャーの他にも異なる視点から助言をもらえる保健師、理学療法士が配置されています。5年ほど前に開始して以降、同じ体制で対応しています。

業務の外部委託

- X事業所に一部委託しています。当市の課題感を踏まえた点検業務の仕様（例えばアセスメント項目のスコア化、これに基づく点検に必要な視点の共有、点検の際のアセスメント不足の領域の補完、改善を促したケースのフォロー等）を基に点検を実施していただいております、自治体だけではできなかった様々な視点からの点検が可能になっています。経年での点検の質の担保にもつながっていると思います。
- Y事業所に一部委託をしています。市において事業所単位でケアプラン数を指定し抽出の上、受託事業者へ送付し、点検をいただいております（住まいに関するケアプランは対象となった居宅介護支援事業所ごとに3件程度抽出し点検を依頼）。点検終了後には居宅介護支援事業所に対して点検結果票を共有し、各事業所の評価を数値化してもらっています。他自治体との状況比較も可能であり、客観的な見直しもできています。

〈点検の際の視点の例〉 一部自治体の取組

- 点検に際して、一部自治体では以下のような工夫が行われています。取組の参考にしてください。

課題分析標準項目の活用



自治体の声

- 利用者のアセスメントにあたり、ケアマネジャーは具体的な23の課題分析標準項目に関する情報収集・課題分析を行うこととされているため、点検の際はこの項目に沿った確認もしています。実際にヘルパーの掃除が必要にもかかわらず全くアセスメントされていなかったため、アセスメント帳票の再作成を依頼したケースもあります。

(※参考：令和5年改正後の課題分析標準項目)

- ・介護保険最新情報Vol.1178（令和5年10月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001157205.pdf>
- ・介護保険最新情報Vol.1179（令和5年10月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001157102.pdf>

短期目標の表現や長期目標との整合性



自治体の声

- 点検に当たっては、①短期目標の「曖昧」な表現（『定期的に』『安心して』『安全に』等）の数、②ニーズ・長期目標・短期目標の項目数、③記載内容の複写の有無、等のポイントを確認しています。
- なお長期目標に対して短期目標の項目が多く設定されているケアプランでは、これが少なく設定されているケアプランよりも「曖昧な表現」が少なく、また記載内容の旧ケアプランからの転写も少ない（個性性が考慮されている）といった傾向が明らかになりました。

高齢者向け住まいでのサービス提供に関するケアマネジャーの理解



自治体の声

- 担当ケアマネジャーの高齢者向け住まいに関する理解が浅いため、不適切なケアプランになっているケースもあります。
- 具体的には、住まいの基本サービスの内容や範囲を把握していない、インフォーマルサービスの存在を知らない（インフォーマルサービスと併設している介護サービス事業所の提供サービスを混同している）、等の例があります。居宅サービス計画に基づく個別ケアプランが作成されていないと思われるケースもありました。
- このため、当市ではまずは点検の際、高齢者向け住まいの理解度は必ず確認しています。その上で、住まいとケアマネジャー間の情報共有は密に行うよう助言しています。

〈点検の際に活用できるツールの例〉 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検に特化したフェイスシート

- 点検対象となるケアプランのサービスの必要性について評価するためには、簡易な形式であってもアセスメントを実施することが重要です。
- 高齢者向け住まいでのケアプラン点検に特化したフェイスシートなどを活用する自治体もでてきており、これらは効果的な点検のためにできる工夫といえます。

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検 利用者の情報及びADL等の状況

利用者名	様	要介護度	年齢	歳	性別	男・女	訪問介護	時間	算定	回数	月・週・日	回		
被保険者番号		生活保護 受給	なし・あり					支援内容						
居宅名			ケアプラン 作成者氏名					時間	算定		回数	月・週・日	回	
住居施設	施設名()サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム・その他						支援内容							
施設の種類	トイレ	専用	共有	食堂	あり・なし	浴室	専用	共有	特浴	時間	算定	回数	月・週・日	回
アセスメントから 見える利用者の 状況 身長:()cm 体重:()kg	疾患名 (治療状況)	インシュリン注射 在宅酸素療法(HOT) 人工透析						支援内容						
	起居移乗	支援なし	支援あり	声掛け・準備・すべて支援				時間	算定		回数	月・週・日	回	
	移動方法	独歩・伝い歩き・杖・歩行器・車いす自走・車いす介助						支援内容						
	排泄	尿意	あり・なし	尿失禁	あり・なし	尿失禁の頻度	週・日に 回	時間	算定		回数	月・週・日	回	
		便意	あり・なし	便失禁	あり・なし	便失禁の頻度	週・日に 回	支援内容						
		自室トイレ	トイレ	尿器				時間	算定		回数	月・週・日	回	
		布ハンツ	ハンツ	紙ハンツ	紙オムツ	汚染時(自身で交換できる・できない)			支援内容					
	入浴	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助	具体的な支援内容:		事業所名						
	更衣	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助	具体的な支援内容:		同一減算	あり	なし				
	口腔	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助	具体的な支援内容:		他サービスの利用	なし					
	整容	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助	具体的な支援内容:		あり	通所介護	通所リハ	訪問看護	訪問リハ	福祉用具貸与	
	食事摂取	支援なし	声掛け・見守り	一部介助	全介助	具体的な支援内容:								
	形態・内容	普通食	きざみ食	流動食	配慮が必要な食事内容:									
	調理	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助									
	服薬	支援なし	支援あり	服薬頻度	朝・昼・夕・眠前									
	皮膚・褥瘡の問題	なし	あり	具体的に:										
	認知・精神行動	短期記憶障害・介護抵抗・暴言暴力・昼夜逆転・幻視幻聴・目的もなく動き回る その他:						訪問介護の支援がこの回数 必要と判断した理由、 他のサービスの検討・調整 の有無等をご記入ください。						
	掃除・洗濯	支援なし	声掛け・準備	一部介助	全介助	本人ができること:								
	買い物	していない	している	支援なし	支援あり									
	コミュニケーション	意思伝達	可・不可	指示への理解	可・不可	会話	可・不可							
社会との関わり														

Point 利用している介護サービスだけでなく、**区分支給限度基準額の利用割合が高い傾向にある訪問介護の必要性等を把握**できる

※上記の参考例は、令和5年度時点の内容です。

フェイスシートの活用方法



居宅介護支援事業所に記入を依頼



フェイスシートの記載内容及びヒアリング内容等を踏まえ、サービスの必要性等を検討

高齢者向け住まい等に関するケアプラン点検に関する Q&A

Q4

点検後に、そのケアプランがどうなったかは確認した方が良いですか？
また、どのような確認やフォローアップの方法がありますか？

A4

改善状況を把握・追加助言等のため、可能な限りケアプランは再確認すべきです。確認・フォローアップとしては、ケアプランを再度提出してもらい、電話等で会話により状況を確認する等の方法が考えられます。

解説

- 点検後のフォローアップ自体が、ケアマネジャーに対する自治体の姿勢を示すものとなります。
- ケアプランの再提出を依頼し、指摘事項等が改善されているかを確認することが効果的**です。一方で、居宅介護支援事業所・自治体双方にとって負担が大きいと考えられる場合には、**電話のほか、研修等で直接会話できる場も活用し、点検後の状況を口頭で確認**することも考えられます。
- フォローアップの効果として、**ケアプランの不適切な部分が解消**されることはもちろん、ケアマネジャーとの対話の機会にもつながるため、**ケアマネジャー自身の意識が高まる**と考えられます。
- また、**その後の研修などに役立てられるなどのメリットもある**ため、可能な限りフォローアップを実施することが期待されます。
- なお、フォローアップについて、専門的な分析を行う場合あるいは効率化を求める場合等は、外部事業者へ委託することも一案です（Q3参照）。

点検後の確認・フォローアップ

ケアプランの再提出

- ケアマネジャーにケアプランの再提出を依頼
- プランを再確認し、指摘事項等の反映状況を確認

難しい場合

口頭での状況確認

- 一定期間後に電話で改善状況を確認
- 定期的な会合等の場で声掛け 等

点検結果の共有・周知

研修等の実施

- 研修等の際に、点検結果のポイントやアンケート結果を共有 等

ケアプランの改善として期待される内容（例）

- 的確なアセスメント（課題分析）が実施されたか
- アセスメントとケアプランの整合性がとれたか
- 利用者のできることや趣味等に目し、短期目標・長期目標の設定やインフォーマルを含むサービス導入を検討できたか 等



自治体の声

ケアプランの再提出

- 見直し後のケアプランを再度提出してもらい、確認した内容を評価し、結果を通知しています。
- 同一事業所に1年で2回ほど点検の機会があるため、当該年度にフィードバックした内容が反映されているかを確認しています。また、翌年度にも同じようなケアプランが見られた場合にも、前回フィードバックした観点で改めて助言等をしています。
- 月1回のモニタリングの際に、ケアプランの改善・変更がある場合は、再度提出してもらっています（令和5年度聞き取り）。

点検サイクルの工夫

- 点検を2か年計画で実施することとしています。
これにより、1年目で行った指摘等の反映状況を確実に確認することができます。

口頭での状況確認

- 該当したケアマネジャーに対して、3か月後に電話で状況を確認しています。
- フォローアップについては、職員が同席する月1回のケアマネジャー連絡会で声掛けを行い、その後の状況を確認しています。「保険者としても経過を注視している」というスタンスを理解してもらう効果は大きいと感じます。

点検結果を踏まえた研修等の実施

- 毎年度末に実施する集団検討会の中で、点検の際に実施したアンケート結果等を共有しています。

業務の外部委託

- フィードバックの内容の理解度を把握する意味でもフォローアップには注力しています。点検対象のケアプランは変更のタイミングで委託先に提出してもらい、委託先において結果を整理してもらっています。

Q5

不適切なケアプランと思われる背景として、住まい運営事業者側に原因があると思われる場合は、どう対応すればよいですか？

A5

居宅介護支援事業所向けの対応としては、「公正中立」の観点での振り返り、気づきの促しが重要です。また、高齢者向け住まいの運営に関する内容については、指導監督権限を有する住まい担当部局（都道府県等）との連携による対応が必要です。

解説

居宅介護支援事業所に対するアプローチ

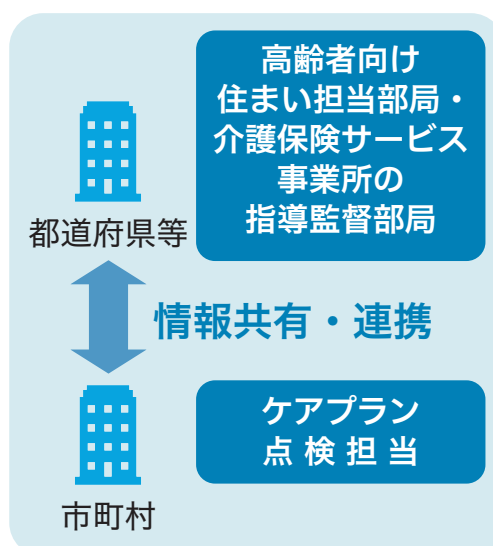


- 「法人からの指示と目の前の入居者の間」で板挟みになるケアマネジャーの状況・心情を十分に理解する必要があります。一方で、介護保険法の下で公正中立な対応が求められる専門職として、ケアマネジャー自身の対応に不十分な点がないか振り返っていただき、気付きを促すことが重要です。
- 振り返りの際の視点として、①住まいの利用者にとって「より良い暮らし」の実現につながっているか、②給付適正化の観点から適切かどうか、の2点が重要です。
- ①については、ケアプランの内容が利用者の自立支援・重症化予防に資するものになっているかに加えて、支援体制構築の観点から住まいの職員だけでなく医師や看護師等の専門職との対話・情報共有ができていないかについても確認が必要です。
- ②については、本点検が介護給付適正化事業の一環であることを踏まえ、ケアマネジャー自身が自治体の介護給付費の支給決定に関与する立場であることを再認識できるような気づきの促しが効果的と考えられます。

高齢者向け住まいに対するアプローチ



- 不適切なケアプランと思われる原因として高齢者向け住まいの意向が影響していると推察される場合は、都道府県等の住まい担当部局にも情報を共有し、住まいへの監督・指導等につなげます。
- 必要に応じて、高齢者向け住まい担当部局（都道府県等の有料老人ホームの担当部局）や併設する介護サービス事業所の指導監督部局と連携し、ケアプラン点検の場に同席してもらう、運営指導につなげる、合同で運営指導を行う、といった対応も考えられます。次頁以降の事例も参考にしてください。



A市 庁内の指導監督部局*と連携した点検

*介護サービス事業所の運営指導担当

本事例の ポイント

庁内の指導監督部局との情報共有により、
点検対象の選定や点検時の助言等を工夫している。

点検対象の抽出・確認方法の一手法

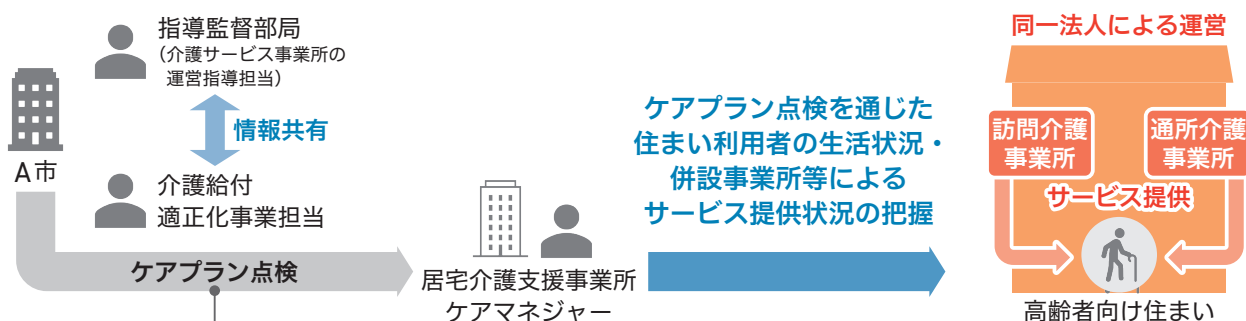
高齢者向け住まいと同一建物に併設されている訪問介護事業所の情報を指導監督部局から得て、ケアプランの確認が必要と思われる居宅介護支援事業所・担当ケアマネジャーを抽出する。(区分支給限度基準額の利用割合等のみではなく、同一建物に着目)

確認された問題事例

高齢者向け住まい運営事業者と同一法人が運営する訪問介護事業所等が同一建物内に併設されている住まいの利用者のケアプランについて、

- ①同一事業所のサービスしか入っていない
 - ②建物外の通所介護の利用がない
 - ③サービスが画一的
- 等の状況が確認された

上記問題事例に対する点検時の対応



- 住まい運営事業者との関係性等から、ケアマネジャーが住まいの意向に従わざるを得ない状況を把握
- 居宅介護支援事業所の管理者に対し、「複数事業所を活用できることを説明しているかどうか」について事実確認
- 指導監督部局とも連携し、適切なサービス提供が行われるように口頭指導
- 結果通知文への事実確認結果の明記

自治体の声

- 指導の際には、介護保険法の下で公正中立な対応が求められる専門職としての立ち位置を明確に伝えたくて、「ケアマネジャー倫理に照らし、ご自身はどう思いますか」と繰り返し問いかけることで、**気づきを促す**ようにしています。
- 高齢者向け住まいのケアプラン点検は、給付適正化に軸足を置いていることがポイントだと思います。一方で、従前のケアプラン点検の目的である「質の向上」も重要であり、ケアマネジャーに対してあまり負担をかけない形で協力いただく、といった配慮も忘れてはならないと考えています。

B市 疑義のある住まいに関する都道府県への情報提供

本事例の ポイント

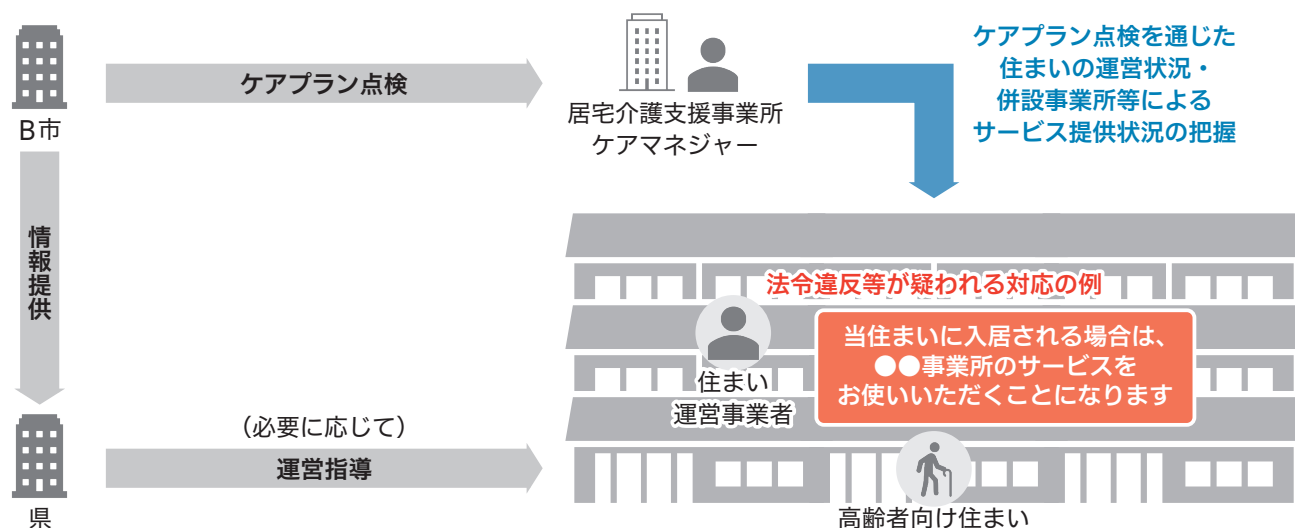
ケアプランの確認結果も踏まえ、疑義がある場合には県に情報提供を行い、住まい運営事業所等への指導につなげている。

点検を通じて明らかになった実態

- 点検の結果、アセスメントが実施されておらずサービスありきの計画となっている、入居とともに従前のリハビリサービス等が終了し高齢者向け住まい併設の訪問・通所サービスのみで切り替わる、通所介護を週5回以上利用している（過剰なサービス）等の不適切なケアプランの傾向を把握。
- また、点検を通じて、入居の際の条件として住まい側から「特定のサービス以外は入れられない」旨説明していた事例を把握した。
- ある住まいに併設されている訪問介護・通所事業所においては、同一建物減算を算定していない状況を確認した。

点検を踏まえて都道府県と連携した対応の例

- 点検を通じて、上記のような法令違反等が疑われる高齢者向け住まいを把握した場合には、県の住まい担当部局に適宜情報提供している。
- その後、県で対応が検討され、高齢者向け住まいに対する運営指導につなげている。



自治体の声

- ケアプラン点検の際に、ケアマネジャーへの確認を通じて、住まいの運営実態や併設事業所のサービス提供状況等について確認しています。
- 把握した情報について法令違反等が疑われる場合は、適宜県に情報提供を行い、運営指導等の対応の必要性を検討してもらっています。

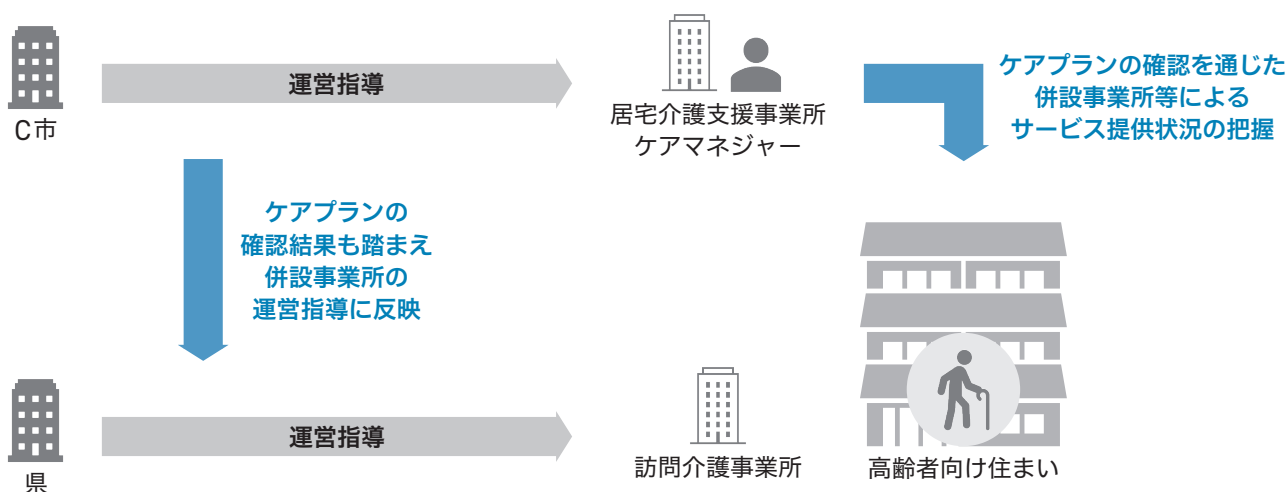
C市 都道府県と連携した併設事業所に対する運営指導

本事例の ポイント

県と市が合同で運営指導を行う機会を活用し、ケアプランの確認結果も踏まえた指導を通じて、住まいに併設された介護サービス事業所の意識改善につながった。

都道府県と連携して運営指導を行った事例

- 訪問介護事業所と居宅介護支援事業所に対する運営指導を県と市が合同で実施したケースでは、運営基準等に関する確認を行った上で、県の担当者とともにケアプランの内容も踏まえた指導を行った。
- 当該ケアプランは、訪問介護事業所や高齢者向け住まいの管理者の指示でサービスを位置付けているように思われたため、実際にどのようなサービスを提供しているか、ケアマネジャー自身で振り返って違和感がないか等の確認を行った。
- さらに、聞き取りを通じて、ケアプランに位置づけがないサービスを提供している、アセスメント結果に照らし不要と思われるサービスを位置付けている等の状況が確認されたため、その点についても指導を行った。
- 本運営指導を通じて、訪問介護事業所の管理者とも認識を共有することができ、ケアプラン点検を通じた高齢者向け住まいにおけるサービス提供の改善につながった。



自治体の声

- ケアプラン点検を通じて把握した情報も踏まえ、運営指導につなげるように工夫しています。
- 実際に運営指導を行ったケースでは、県の担当者も交えてケアプランの内容に関する質疑を行いました。ケアマネジャーだけでなく、高齢者向け住まい併設の訪問介護事業所における気付きも促すことで、**関係者間で不適切な対応に関する認識を共有**することができました。

4.高齢者向け住まい等の ケアプラン点検の効果をも高める取組

ここでは、高齢者向け住まい等のケアプラン点検の効果をも高める取組を紹介します。地域の実情等に応じて実施を検討することで、より効果的なケアプラン点検の実現が期待できます。



高齢者向け住まい等のケアプラン点検の効果を高める取組

① ケアマネジャー向けの啓発


- 不適切なケアマネジメントの改善に向けては、ケアマネジャー個人や居宅・住まい運営事業所の認識の変革も一つのポイントとなります。
- 研修だけでなく、集団指導の場の活用や、複数の居宅介護支援事業所が合同で実施するケアプラン点検の実施や、自治体職員による地域のケアマネジャー協議会の会合への参加といった方法が考えられます。
- また、研修等の際には、下記の啓発動画もぜひご活用ください。




自治体の声

- 複数の居宅介護支援事業所の視点でケアプランを点検しあう「点検会議」を実施しており、その場に職員も同席しています。
- 地域のケアマネジャー協議会の会合に職員が参加し、ケアマネジャーが感じているストレスや悩みを一緒に聞いています。

啓発動画

- **高齢者向け住まいのケアマネジメントの現状と課題**
高齢者向け住まいの現状と課題、不適切なケアマネジメントの類型、適切なケアマネジメントの好影響等について解説


株式会社日本総合研究所 高齢社会イノベーショングループ
部長 紀伊 信之

- **高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する留意点**
介護給付等費用適正化事業としてのケアプラン点検の意義、住まいケアプラン点検のポイント等について解説


東洋大学 福祉社会デザイン学部
教授 高野 龍昭

② 周辺自治体・都道府県との連携

- 情報共有・判断基準の統一化を目的として、周辺自治体で、情報交換をできる環境を構築することも一案です。特に、小規模自治体では、当該市町村内の前例が少ないことも多く有意義と思われる。
- また、他自治体が指定権者となっている事業所の場合は、ケアプラン点検や運営指導を行うハードルが高いと推察されます。たとえば、管内の高齢者向け住まいに関する通報を受けた場合、当該市町村が率先してケアプラン点検を実施することに加えて、当該高齢者向け住まいの他の利用者を担当している居宅介護支援事業所の指定権者にも情報提供し、ケアプラン点検の実施を促すことなども考えられます。
- なお、周辺自治体との連携の促進に当たっては、都道府県の関与も期待されます。たとえば、都道府県を通じて他自治体に情報提供や対応依頼を行う、運営指導に係る判断基準等を都道府県が集約し管内市町村に共有するなどが考えられます。



自治体の声

- 自治体同士のノウハウ共有を目的として、隣接している複数自治体で定期的に情報交換を行う場を設けています。居宅介護支援事業所においては、自治体間で足並みをそろえ、助言等の内容を一貫させることで安心感が生まれると考えています。
- 近隣の複数自治体と合同で指導を行う協定を締結しています。また、月に1回複数自治体で話し合う会議体も設けています。隣の市の居宅介護支援事業所に指導に入ることができる、他の保険者のケアプランを見る機会が増える等の効果が挙げられます。
- 近隣の複数自治体で活用できるチャットシステムを導入しており、気軽に意見交換・照会等ができる環境です。ケアプラン点検だけでなく様々な事業について、情報や判断基準の共有を行っています。

高齢者向け住まい等のケアプラン点検の効果を高める取組

③介護サービス相談員の活用

- 高齢者住まい等におけるケアプラン点検の目的の実現に向けて、介護サービス相談員を活用した情報収集は有効な手段だと考えられます。
- 介護サービス相談員は、利用者や家族の疑問や不安などの話を聞き、その「声」を高齢者住まい等の事業所や自治体へ伝える役割があります。相談員から届いた情報は、利用者が職員に対して直接言えないような内容を把握することにもつながり、不適切なサービス提供の防止・改善に役立てることができます。
- 一方で、住まい運営事業者にとっても、介護サービス相談員の訪問を受け入れることで、住まいの情報を発信する機会となり、新規入居者の受入れにもつながるといったメリットも期待できます。



自治体の声

- 高齢者向け住まいも含めて介護サービス相談員の訪問先を検討し、**高齢者向け住まいの実態把握・情報収集に活用**しています。また、介護サービス相談員を通じて得られた情報も含めて、都道府県には情報共有しており、結果的に、**都道府県による高齢者向け住まいの運営指導につながったケース**もあります。

〈参考〉「介護サービス相談員派遣等事業」における 高齢者向け住まいの取扱いについて

- 介護サービス相談員派遣等事業は、地域支援事業における任意事業の一つです。
- 地域で活躍する市民ボランティアが介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等との橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるものです。
- 以前は、介護サービス相談員の派遣先は介護保険法上の施設・事業所のみとされていましたが、令和2年度以降、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅も派遣先に追加できるようになりました。

高齢者向け住まい等のケアプラン点検の効果を高める取組

ケアマネジャー向けの啓発に関する具体事例

- D市では、ケアマネジャー向けにケアプラン点検結果の共有・研修を実施しており、令和5年度には、要介護度が維持または改善した事例を紹介しています。
- 具体的には以下のような形で事例を共有しており、ケアプラン改善の参考とするよう促しています。

D市研修において紹介された「改善事例」（一部追記等の上抜粋）

No.	要介護度の変化	旧ケアプラン作成時の状況	ケアプラン変更の視点・内容、改善結果	新ケアプランで明記されたセルフケアの内容
1	要介護3 ↓ 要介護2	転倒による入院治療後	<ul style="list-style-type: none"> 旧ケアプランは、自分の思うようにできなかったり、気持ちを伝えるのが難しいことがあるため、ホームで手伝ってほしい意向あり。新ケアプランは、編み物をしたり、自分の好きなことをして元気に過ごしたいと前向きになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で居室のトイレを使用し排泄を行う。 転倒に繋がる動作を避け、自分でできる整理整頓を行う。
2	要介護2 ↓ 要介護1	施設入所すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 旧ケアプランは、施設に少しずつ慣れて気持ち良く過ごせるよう、本人ができにくい身体保清や体調管理を支援。新ケアプランは、失禁の自覚がないため汚染して過ごさないよう排泄介助の時間や単位を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 居室のトイレを利用して排泄を行う。入浴の際、浴室で手すり等を利用して転ばないように移動する。自分で洗えるところは洗う。ベッド周囲が散らからないように片付ける。
3	要介護2 ↓ 要介護1	体調不安による訴えが多い	<ul style="list-style-type: none"> 旧ケアプランは、体調不良による心配や不安なことが増え希望に合ったサービスを提供。新ケアプランは、コール対応が少なくなっているが、引き続き24時間通報体制加算を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で歩行器を使用した移動動作を確保、転倒に注意する。
4	要介護2 ↓ 要介護1	臥床時間多い	<ul style="list-style-type: none"> 旧ケアプランは、臥床時間が多くなっているため、今の状態が維持できるよう機能訓練を取り入れている。新ケアプランでも訓練を継続しているが、本人が行うことが具体的になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分でパッド交換をする。汚染時はコールを押す。

参考資料

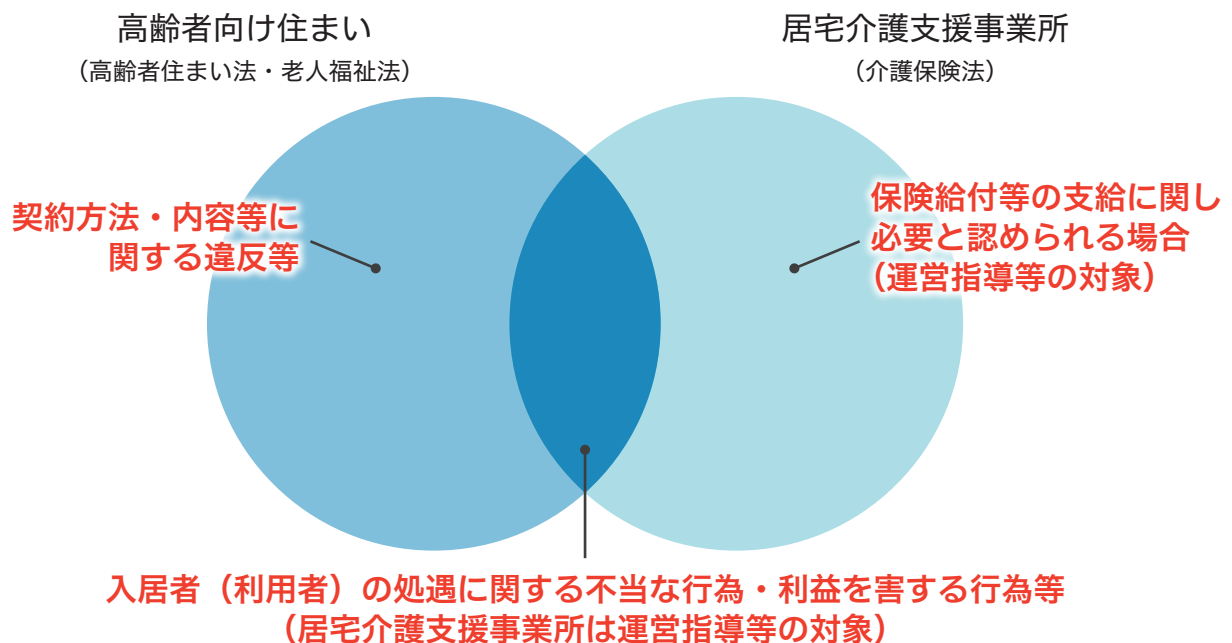
高齢者向け住まいに対する行政上の対応等に関する情報を整理しています。
根拠法令の理解等にお役立てください。



参考：高齢者向け住まいに対する行政上の対応

- 本冊子で挙げたような不適切な対応等が疑われる場合、**居宅介護支援事業所だけでなく高齢者向け住まい運営事業者も指導等の対象となりえます**。契約方法・内容等に関する違反等があった場合には、制度所管の都道府県等において、報告徴収・立入検査を始めとして、登録抹消や事業制限・停止命令等を行うことが可能とされています。
- ケアプラン点検の結果を市町村から都道府県等に共有し、高齢者向け住まいに対し都道府県等との連携による運営指導等を行うことも考えられます。

行政上の措置が講じられる場合・措置の対象となる行為



参考：高齢者向け住まいに対する行政上の対応

居宅介護支援事業所・その他介護サービス事業所への行政上の措置



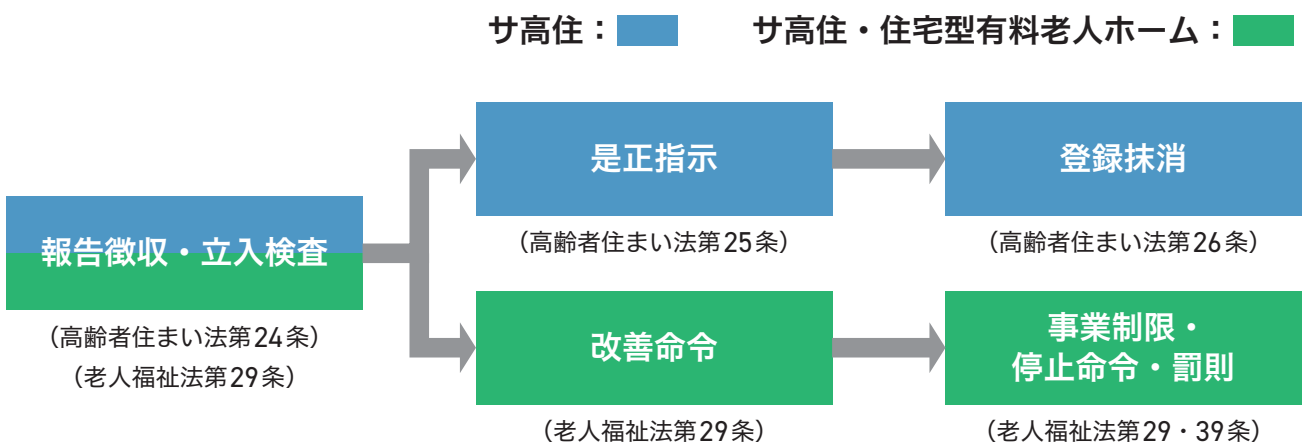
【各種措置の対象・講じられるケース】

報告徴収・立入検査：保険給付／介護サービス費の支給に関し必要と認められる場合

勧告・命令：運営・設備・人員配置等の基準を満たしていない場合等

指定取消等：上記勧告・命令に違反した場合、不正請求・虚偽報告を行った場合

高齢者向け住まいへの行政上の措置



【各種措置の対象・講じられるケース】

是正指示：契約締結前の書面交付・説明、入居契約に沿った生活支援サービスの提供に関する違反等

改善命令：入居者の処遇に関する不当な行為・運営に関し入居者の利益を害する行為等

事業制限・停止命令・罰則：上記のような場合であって、入居者の保護のため特に必要がある場合等

参考：根拠法令

- 介護保険法（平成9年法律第123号）

（文書の提出等）

第23条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（帳簿書類の提示等）

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3・4 （略）

（介護支援専門員の義務）

第69条の34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

- 3 運営に関する基準

(1)内容及び手続きの説明及び同意

（前略）居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて文書の交付に加えて行くとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。（後略）

参考：根拠法令

●老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）

（届出等）

第29条（略）

2～12（略）

13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14（略）

15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

17～19（略）

第39条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

●高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抄）

（報告、検査等）

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4（略）

（指示）

第25条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、登録事業者が第十五条から第十九条までの規定に違反し、又は第二十条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（登録の取消し）

第26条（略）

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

一 第九条第一項又は第十一条第三項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

参考：根拠法令

- **高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年8月19日厚生労働省・国土交通省告示第1号）（抄）**
 - 五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する基本的な事項
 - 4 高齢者居宅生活支援サービスの提供
高齢者居宅生活支援サービスを提供する事業者は、高齢者居宅生活支援サービスについて、介護保険法等の関係法令を遵守するとともに、関係するガイドライン等を参考にサービスの向上に努めることが望ましい。
また、入居者が、賃貸人若しくは登録事業者が直接提供する高齢者居宅生活支援サービス又は賃貸人若しくは登録事業者が委託し若しくは提携する事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービス以外の外部事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの利用を希望した場合には、その利用を制限すべきではない。さらに、賃貸人又は登録事業者は、入居者が保健医療サービス又は福祉サービスを利用しようとする場合にあっては、賃貸人若しくは登録事業者が直接提供する保健医療サービス若しくは福祉サービス又は賃貸人若しくは登録事業者が委託し若しくは提携する事業者が提供する保健医療サービス若しくは福祉サービスに限定すべきではない。
高齢者居宅生活支援サービスの提供に当たっては、提供時間、職員の配置、職員の資格の有無等について居住者に十分に説明しておくことが望ましい。
(後略)
- **有料老人ホームの設置運営標準指導指針について**
【平成14年7月18日老発第0718003号・最終改正令和3年4月1日老発0401第14号厚生労働省老健局長通知】（抄）
 - 8 有料老人ホーム事業の運営
 - (1)～(8) (略)
 - (9) 医療機関等との連携
 - イ～ニ (略)
 - ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。
 - ハ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。
 - (10) 介護サービス事業所との関係
 - イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。
 - ロ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。
 - ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。
 - (11) (略)

「高齢者向け住まい等における
適切なケアプラン作成に向けた調査研究」
ワーキンググループ 委員一覧

氏名(50音順・敬称略)	所属・役職等
稲田 順一	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事業部 課長
下河原 忠道	一般社団法人高齢者住宅協会 理事
高野 龍昭	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 教授
藤原 雅美	富庄トラストパートナーズ株式会社 アガスティア姫路
山田 剛	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事

令和5年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」

令和6年3月

株式会社日本総合研究所